

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 11 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700312号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700267号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成20年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年9月から平成22年8月までは38万円を41万円、平成22年9月から平成26年8月までは41万円を44万円とする。
平成20年9月から平成26年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成20年9月1日から平成27年4月1日まで
ねんきんネットを見ると、A社における標準報酬月額のうち、請求期間の標準報酬月額が同社から交付された給料明細書の報酬額と異なっていた。
請求期間に係るA社の給料明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成20年9月1日から平成26年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給料明細書(平成25年8月分以降は給与明細書、以下同じ。)により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間において、請求者が、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが認められる。
しかしながら、平成20年9月1日から平成26年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。
以上のことから、請求者のA社における平成20年9月1日から平成26年9月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、前述の給料明細書において確認できる報酬月額から、平成20年9月から平成22年8月までは41万円、平成22年9月から平成26年8月までは44万円とすることが妥当であるところ、訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求期間のうち、平成26年9月1日から平成27年4月1日までの期間について、請求者

から提出されたA社の給料明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）は、保険料徴収権が時効により消滅した後の平成29年6月に同社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届により、オンライン記録において、厚生年金保険法第75条本文該当として記録されている請求者の標準報酬月額と同額である。

また、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）は、オンライン記録において、既に保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録されている請求者の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700378号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700268号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額については、20万2,000円を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月15日

ねんきん定期便により、A社から支給された請求期間に係る標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と異なっていることが分かった。

賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、A社の回答及び同社の取締役の陳述により、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、27万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管する請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記されている請求者の賞与額に見合う標準賞与額と、A社から提出された健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書における請求者の標準賞与額の双方が20万2,000円で一致しているものの、当該賞与支払届及び決定通知書の標準賞与額と、前述の賞与明細書の賞与額に見合う標準賞与額が相違していることから、事業主は、前述の賞与明細書により確認できる賞与額を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700359号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700270号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年6月15日は139万9,000円、平成25年12月15日及び平成26年12月14日は150万円に訂正することが必要である。

平成21年6月15日、平成25年12月15日及び平成26年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月15日、平成25年12月15日及び平成26年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年6月15日
② 平成25年12月15日
③ 平成26年12月14日

A社から支払われた請求期間①、②及び③の各期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与台帳により、請求者は、請求期間①、②及び③の各期間において賞与の支払を受け、請求期間①は139万9,000円、請求期間②及び③は各150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700386号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700271号

第1 結論

- 1 請求者のA社(以下「B社」という。)における請求期間のうち、平成25年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年9月から平成26年8月までは20万円を22万円とする。
平成25年9月から平成26年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成25年9月から平成26年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のB社における平成26年12月15日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。
平成26年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成26年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成24年9月1日から平成27年9月1日まで
② 平成26年12月15日

請求期間①について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額が、B社の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額より少ない額となっているため、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

請求期間②について、B社から支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成24年9月1日から平成27年4月1日までの期間について、当該期間は、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日(平成29年5月15日。以下「訂正請求受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額

のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 請求期間①のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、B 社から提出された賃金台帳、C 市から提出された給与支払報告書（個人別明細書）並びに請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者が、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額（20 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額（20 万円）に基づく保険料額を納付したとしている上、年金事務所が保管する請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額（20 万円）と同額であることから、事業主から年金事務所に当該届が提出され、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間及び平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間について、前述の賃金台帳等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 4 請求期間①のうち、平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、D 年金事務所は、B 社に係る賃金台帳調査の結果、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載内容及び当該届により決定される標準報酬月額（22 万円）について適正と判断している上、前述の賃金台帳等により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（22 万円）と同じ額であることから、同法により、記録を訂正することはできない。

- 5 請求期間②について、前述の賃金台帳等及びB社の回答から判断すると、請求者は、当該期間に同事業所から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700351号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700269号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年10月1日から昭和44年8月1日まで
② 昭和44年9月1日から昭和45年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B事業所に勤務した請求期間①及び②の被保険者記録が無い。

請求期間①及び②には、C製品の量産のため、A社B事業所にD職として採用され、E業務に従事した。

請求期間①及び②において厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間①及び②に係る勤務状況並びに厚生年金保険料控除等について、いずれも不明である旨回答している上、同社B事業所の担当者は、「当事業所が保管する厚生年金加入台帳を確認したが、請求期間①及び②において、請求者が厚生年金保険に加入した記録は無い。当該台帳以外に、勤務状況を確認できる資料は保管しておらず、請求者がアルバイト勤務であった可能性は残るものの、請求者が当該期間にD職としてA社B事業所に勤務していたことを確認できない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を事業所から確認することができない。

また、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録がある者のうち、所在の判明した153人に照会したが、これらの者から、同社B事業所における請求者の当該期間に係る勤務をうかがわせる回答又は陳述は得られなかった。

さらに、A社B事業所は、請求期間①及び②当時、F厚生年金基金に加入していたところ、F企業年金基金の担当者は、「当基金において、請求者の加入員記録は見付からなかった。加入員記録は、マイクロフィルム等により永年保存しているので、請求者が当基金の加入員であった事実はないと考えられる。」旨陳述している上、同社B事業所は、厚生年金保険料の控除について、「厚生年金保険に加入していないアルバイト勤務者等の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している。

なお、請求者は、請求期間①及び②当時、C製品の量産のためにA社B事業所に採用され、E業務に従事した旨主張しているが、同社B事業所及び前述の元従業員153人のうち複数の者は、「請求期間①及び②当時、A社B事業所では、C製品を生産していなかった。」旨回答又は陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700373号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700272号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年9月1日から昭和36年2月1日まで
② 昭和38年4月30日から昭和39年11月1日まで

A社に、昭和35年9月1日に入社以降、昭和39年10月31日まで継続して勤務したにもかかわらず、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、A社は平成12年に解散している上、同社における請求期間①及び②当時の事業主は所在不明であり、請求者が記憶する請求期間②当時の社会保険事務担当者は死亡していることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所等から確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間①又は②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる連絡先の判明した15人に照会し、11人から回答又は陳述を得たところ、請求者を記憶していると回答又は陳述した者が7人いたものの、請求者の同社における勤務期間を知っているとする者はおらず、同社の元従業員の回答又は陳述から、請求者の請求期間①又は②に係る勤務をうかがうこともできない。

さらに、前述の回答又は陳述のあった11人のうち、A社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と同じ(昭和36年2月1日)と記録されている1人が、「A社には昭和35年に入社したが、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」旨、同じく被保険者資格の取得日が昭和35年8月1日と記録されている者のうち3人が、いずれも自身の入社時期について、「A社には、昭和35年8月1日より前に入社した。」旨、当該3人のうち1人が、「すぐに辞める人が多かったので、親方に信用されて初めて社会保険に入れてもらった。」旨それぞれ陳述しているほかに、同社における同職種の同僚として請求者が記憶する者のうちの2人については、当該被保険者名簿において被保険者記録がないことから、請求期間①当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、厚生年金保険に加入前の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったことがうかがえる。

加えて、前述の回答又は陳述のあった11人から、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料控除をうかがえる回答又は陳述はなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700385号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700273号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年4月1日から同年11月1日まで

平成10年からA社の職員として勤務し、担当部署の変更により船舶担当者となったことに伴い、平成18年11月1日から厚生年金保険の被保険者資格が一般から船員に変わった。

この船員たる被保険者の標準報酬月額については、給与が昇給した時点で改定されるべきであるところ、厚生年金保険の記録では、平成26年4月1日から給与額が標準報酬月額36万円相当から同38万円相当に昇給したにもかかわらず、保険給付として反映される請求期間の標準報酬月額が昇給前の36万円のままであるため、調査の上、請求期間の標準報酬月額を38万円に見直しを希望する。

第3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険における船員たる被保険者の標準報酬月額は昇給があった時から改定されることとして標準報酬月額の訂正を求めているところ、オンライン記録において、当初36万円と記録されていた請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年12月16日に当該期間に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更(基準日)届がA社から提出されたことにより、既に厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として38万円と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求期間について、請求者から提出された平成26年4月分から同年10月分までの賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び年金事務所が保管するA社から提出された請求者に係る平成26年分賃金台帳により確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において厚生年金保険法第75条本文該当として記録されている標準報酬月額(38万円)と一致している上、当該源泉徴収簿及び賃金台帳により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額である36万円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の見直しは認められない。